



# ぐんまの水環境

第 13 号

平成30年9月 発行

群馬県知事指定・浄化槽法定検査実施機関

発行 公益財団法人 群馬県環境検査事業団 電話 027-280-5222

住所 〒371-0846 群馬県前橋市元総社町1120-1 FAX 027-280-3331

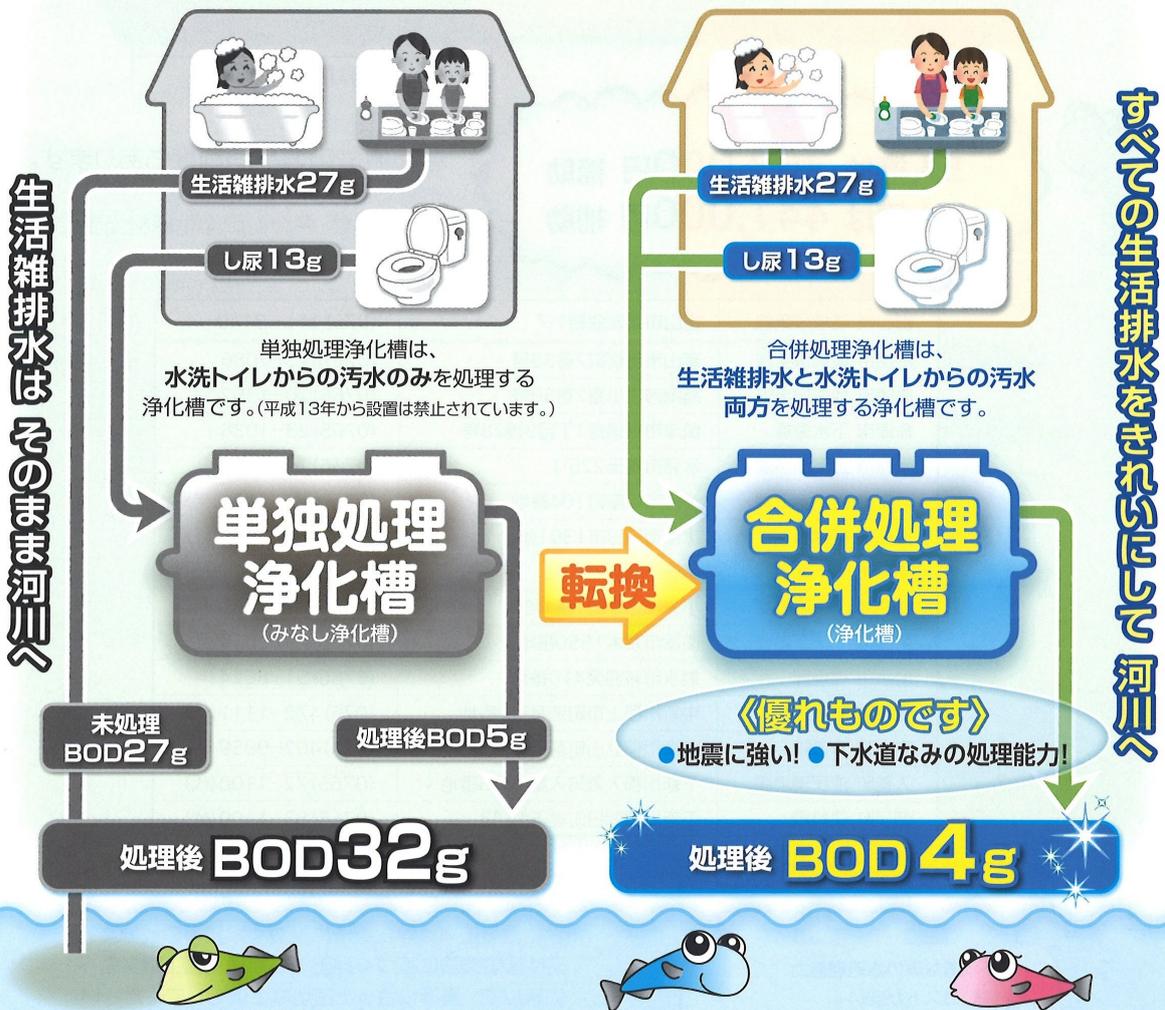


## 「群馬県汚水処理計画」が改定されました 水環境を守るために

### 単独処理浄化槽は合併処理浄化槽へ

### 転換しましょう!

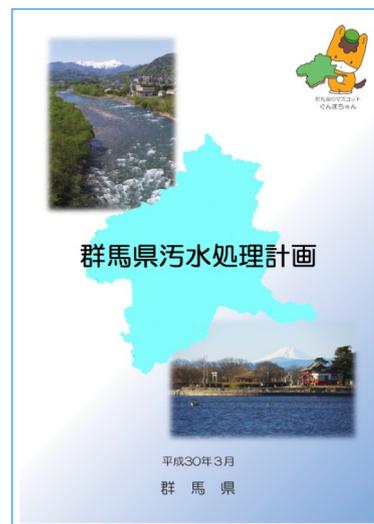
川の汚れの大半は、台所やお風呂、洗濯など、トイレ以外の排水（生活雑排水）が原因となっています。単独処理浄化槽には、この生活雑排水を処理する機能がありません。トイレを水洗化するために便利は設備でしたが、もはや単独処理浄化槽は、今日の環境問題に対応できないものになっています。国・自治体も補助金で転換を支援しています。



※BOD（生物化学的酸素要求量）は、水中の有機物が好気性微生物により分解される過程で消費される水中の酸素量（溶存酸素量）のことで、河川等における有機物による水質汚濁の指標となっています。数値が大きいほど水が汚れています。

# ご存知ですか? 群馬県汚水処理計画

群馬県汚水処理計画は、下水道、農業集落排水、**合併処理浄化槽**などの汚水処理施設を、効率的かつ適正に配置し整備するため、汚水処理施設の特徴を生かし、地域の地形や集落の状況などに適切に対応できるように、**各地域に最もふさわしい汚水処理施設**を定めた計画です。県内の各市町村計画を群馬県が取りまとめ策定しています。



**新**しい計画では、将来の**人口減少**を踏まえ、人口密度の低下に伴い、下水道や農業集落排水による整備では非効率となる区域が**合併処理浄化槽による整備に変更されました**。合併処理浄化槽の果たす役割が広がってきています。

「群馬県汚水処理計画」は群馬県のホームページでご覧いただけます。 → [www.pref.gunma.jp/06/h6610007.html](http://www.pref.gunma.jp/06/h6610007.html)

## 群馬県優良認定浄化槽

**浄**化槽（合併処理）は、公共下水道と同等の性能を有する設備ですが、設置しただけではだめで、その後の保守点検・清掃と検査が極めて重要です。優良浄化槽認定制度は、**正しい施工と保守点検・清掃・検査**が行われ、公共下水道と同等以上の機能が発揮されている浄化槽を認定するもので、浄化槽関係四団体では、県内すべての浄化槽が優良認定を受けられるよう、取組みを進めています。

皆様のお住まいの地域で、清らかな水環境を取り戻すことができるよう、制度の普及にご理解とご協力をお願い致します。



## 浄化槽を適正に利用して 群馬県の水環境を守りましょう

### ・・・浄化槽についてのお問い合わせ先・・・

- 浄化槽全般に関すること
  - ・ 群馬県 環境森林部 廃棄物・リサイクル課 一般廃棄物係（電話 027-226-2853）  
または、お住まいの地区を管轄する環境事務所（環境森林事務所）
  - ・ 前橋市役所 西部清掃事務所（電話 027-253-1009）（補助金については水道局下水道整備課 898-3074）
  - ・ 高崎市役所 一般廃棄物対策課（電話 027-321-1253）（補助金についても同じ）
- 合併処理浄化槽へ設置替える際の補助制度に関すること 設置する地域の市役所又は町村役場
- 保守点検・清掃に関すること
  - 一般社団法人 群馬県浄化槽協会（電話 027-251-0325）
  - 一般社団法人 群馬県環境保全協会（電話 027-212-2333）
- 法定検査に関すること 公益財団法人 群馬県環境検査事業団（電話 027-280-5222）